

令和4年6月29日開会

第741回むつ市教育委員会

議案等関係書類

< 目 次 >

- 議案第1号 財産の取得について (総務課)
- 議案第2号 教育財産の廃止について (総務課)
- 議案第3号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)
等許可申請に対する許可について (生涯学習課)
- 議案第4号 工事計画の策定について (中央公民館)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 臨時代理した事項の報告について (総務課)
- 報告第2号 市指定文化財旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎(石造)のき損につ
いて (生涯学習課)
- 報告第3号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)
許可申請について (生涯学習課)
- 報告第4号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

< その他 >

議案第1号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第3号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和4年6月29日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小学校に小学2年生用のタブレットパソコンを配備するものである。

1 取得する財産

物品 ノートパソコン等

| 品 名 | 数 量 |
|------------------------|------|
| ノートパソコン (ソフトウェア等含む) | 397台 |

2 事業スケジュール

令和3年 11月 令和4年度当初予算要求
令和4年 7月中旬 入札、仮契約
令和4年 7月下旬 教育委員会
令和4年 9月 むつ市議会定例会、本契約
令和5年 2月下旬 納品完了

3 予算

歳出見積額 合計：25,648千円

歳入見積額 なし

4 取得の目的 児童生徒一人一台端末の小学2年生分の整備のため。

5 契約の方法 指名競争入札

議案第 2 号

教育財産の廃止について

教育財産の廃止について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

旧川内蛎崎校長住宅の利活用を検討するため、当該校長住宅を用途廃止し、普通財産として市に所管替えするため。

1 教育財産の名称

旧川内蛎崎校長住宅に係る建物

2 対応

普通財産への引継ぎ

3 時期

令和4年6月予定

議案第 3 号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 6 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

令和 4 年 6 月 7 日付けで、むつ市長から申請のあった、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等について、市内に生息するニホンザルの群れ 3 3 群に対し、各群 2 頭ずつの計 6 6 頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するためのものである。

指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 宮下 宗一郎 様

令和4年6月7日付け、む農水第128号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会

教育長 阿 部 謙 一

記

1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。

以 上

議案第 4 号

工事計画の策定について

中央公民館空調設備改修工事について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 8 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 9 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

本案は、平成 4 年の竣工後 2 9 年が経過している中央公民館の空調設備について、機器の耐用年数を大幅に超過し、機能の低下や故障頻度が高まり公民館の利用に支障を来していることから、空調設備を更新するものである。

1 事業概要

平成4年の竣工後29年が経過している中央公民館の空調設備について、機器の耐用年数を大幅に超過し、機能の低下や故障頻度が高まり公民館の利用に支障を来していることから、空調設備を更新するものである。

2 対象場所

むつ市中央公民館

3 空調設備改修工事スケジュール

令和4年6月下旬 実施設計業務委託の引渡

令和4年8月中旬 指名競争入札及び契約締結

令和4年8月中旬から令和4年12月末まで 工事契約期間

4 予算

| | |
|-------------|---------------------|
| 事業費 | 35,460千円 |
| うち実施設計業務委託費 | 4,000千円（契約額1,540千円） |
| うち改修工事費 | 31,460千円 |
| 財源：旧合併特例事業債 | 33,600千円 |
| 一般財源 | 1,860千円 |

報告第1号

臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条の第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和4年6月29日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

むつ市教育委員会臨時代理第1号

臨時代理書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和4年5月30日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

経年劣化した市内小中学校の校務用パソコンの一部及び財務情報システム用パソコンを更新するにあたり、6月議会に本案を提案することが必要となることから、臨時代理を行ったものである。

1 取得する財産

物品 校務用ノートパソコン等

| 品 名 | 数 量 |
|-----------------------|------|
| ノートパソコン (ソフトウェア含む) | 178台 |

2 契約の相手方 青森県むつ市小川町一丁目6番1号

株式会社東京堂

代表取締役社長 内 田 征 吾

3 取得価格 16,182,540円

4 取得の目的 市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを更新する。

5 契約の方法 指名競争入札

報告第2号

市指定文化財 旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造）のき損について

市指定文化財「旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造）」について、今冬の積雪により屋根が一部破損したため、き損届を提出した。

1 市指定文化財の名称及び員数

旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造） 1棟

2 き損箇所及び程度

き損箇所 屋根計6か所

き損の程度 屋根の折れ、歪み、破風の落下

3 き損の事実を知った日

令和4年2月8日（火）

4 き損確認に至る経緯

施設を管理する市経済部観光戦略課 北の防人施設経営室職員が発見し、指定文化財でもあることから教育委員会生涯学習課へ連絡が入り、現場で、き損を確認した。

5 き損の原因

令和4年に入ってから何度重なる降雪と低温により氷雪となったことで屋根に重量が加わり生じたものと思われる。発見当時、最大で70センチ以上の積雪（氷雪）があった。

6 き損確認後の対応

3月末、雪解け後、全体状況を把握した。施設は文化自然活動交流施設となっており、来館者もいることから緊急復旧工事に対応することとした。令和4年4月4日契約を締結し、6月30日までに現場工事を完了し引渡しを受けることとしている。

報告第3号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可申請について

令和4年6月10日付け、む農水第138号で、現状変更（捕獲）について、むつ市長から文化庁長官宛ての許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

1 申請内容

- ・青森県第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づいた、加害群除去等の捕獲

2 捕獲頭数

- ・14群及びハナレザル 計367頭

加害群除去

Ko2-A群64頭、Ko2-A群25頭、A2-85群20頭、O1-A群33頭、O2-B群43頭、M2-B群76頭

個体数調整

S1-A群10頭、S1-B群13頭、S2群8頭、Os1群10頭、
A2-84A群2頭、A2-84B群2頭、A87-A群29頭、I2-A1群7頭

ハナレザル 25頭

3 捕獲方法

- ・箱わな、麻酔銃

4 期間

- ・令和4年8月1日～令和5年8月31日

5 教育委員会の所見

- ・捕獲計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認されており、申請内容は妥当と考えられる。

6 参考

現在、令和5年6月30日までの期間で、既に捕獲許可を受けている（令和3年5月19日付け、む生産第109号でむつ市長より申請、令和3年6月18日付け、3文庁第389号で文化庁より許可）。

しかし、令和3年度の下北半島ニホンザル対策評価科学委員会において、捕獲申請時には、より直近のデータを用いて捕獲頭数を設定すべきとの結論になった。

これにより、前年度のモニタリング調査の結果を基に当該年度の捕獲頭数を毎回算出し、申請を毎年行うこととなった。

今後、現在の捕獲許可に対し、令和4年7月末時点で終了報告を作成し、今回の申請に対する許可期間と重複しないようにすることで文化庁とも協議済み。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

第740回教育委員会から本日までの間において実施及び発生した事項について報告いたします。

●実施事項

運動会及び体育祭の延期

5月後半に予定されていた運動会及び体育祭は、小学校5校、中学校2校で延期、小学校10校、中学校8校で実施済みであり、残る小学校2校、中学校1校については、7月に実施予定としている。

●実施予定事項

校外学習及び修学旅行の実施について

6月下旬から小学校各校においてむつ市下北自然の家における校外学習及び宮城県、福島県方面への修学旅行の実施予定。

※修学旅行については、訪問先の感染状況を十分に見極め、保護者からの同意を取った上で実施することとしている。